



所 管	医療福祉部子育て支援課		
担 当	後藤 光子	問い合わせ	0573-26-2111 (内線 272)

報 道 機 関 各 位

令和 5 年度の子育て支援に関する事業の拡充等について

市では、令和 5 年度から子育て支援に関する事業を拡充します。子どもを産み育てやすい環境を整えるため、下記の通り不妊治療費助成の拡充、産後ケア利用者負担額の減免を行いますので、広く周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 不妊治療費（生殖補助医療）の助成

公的医療保険の適用開始後の問題として、従来の助成制度よりも特に保険外の部分で自己負担が増える課題があるため、市独自の事業として、令和 5 年 4 月 1 日以降に治療を開始した保険外治療費への一部助成を行います。

- (1) 公的医療保険が適用された治療と併せて行う先進医療
上限 5 万円
- (2) 保険外治療のみの治療（先進医療を含む）のうち、採卵から行う治療
上限 20 万円
- (3) 保険外治療のみの治療（先進医療を含む）のうち、胚移植から行う治療
上限 10 万円

※岐阜県では、令和 5 年度から、公的医療保険が適用された治療の自己負担分（3 割）への助成制度を開始する予定（詳細は未定）。

2. 産後ケアの利用者負担額の減免

産後ケア事業を利用しやすい環境を整える観点から、産後ケアを必要とする産婦に対して、利用者負担の減免支援を行います。

- (1) 市町村民税非課税世帯
「短期入所（宿泊）型」、「通所（日帰り）型」、「アウトリーチ（訪問）型」の産後ケアの利用者負担額を無料とします。
- (2) 一般世帯
アウトリーチ型の利用者負担額を、900 円から 500 円に減額します。

不妊治療



費用を助成します

令和5年4月から
公的医療保険外の治療費

●対象

生殖補助医療の治療開始日において妻の年齢が43歳未満の夫婦

●助成額

1クールの治療につき要した費用について

- ①公的医療保険が適用された治療と併せて行う先進医療 上限5万円
- ②保険外治療のみの治療(先進医療を含む)のうち
 - ・採卵から行う治療 上限20万円
 - ・胚移植から行う治療 上限10万円

●その他

この他にも要件がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。



※詳細は恵那市ウェブサイトに掲載しています。

申し込み・問い合わせ



えなっ宝ほっとステーション
(恵那市役所子育て支援課内)
電話 0573-22-9137